

受講者の皆さま

L10・20「1・2級電気工事施工管理技士受験講座」
建設業法施行令 改正のお知らせ

JTEX（訓）日本技能教育開発センター
企画開発グループ
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

今回ご受講いただきました通信教育講座「1・2級電気工事施工管理技士受験講座」の法規集にかかわる建設業法施行令が令和5年1月1日に改正されました。

つきましては、改正された点をまとめましたので、当該箇所を確認いただき、修正を施した上でお使いください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

◆ 法規集 4 ページ 施行令第2条

従前 4,000万円 ただし、建築工事業では、6,000万円

↓

改正後 4,500万円 ただし、建築工事業では、7,000万円

◆ 法規集 7 ページ 施行令第2条

従前 4,000万円 ただし、建築工事業では、6,000万円

↓

改正後 4,500万円 ただし、建築工事業では、7,000万円

◆ 法規集 12 ページ 施行令第 7 条の 4

従前 法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、6,000 万円とする。

↓

改正後 法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額は、4,500 万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、7,000 万円とする。

◆ 法規集 14 ページ 施行令第 27 条

従前 法第 26 条第 3 項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が 3,500 万円以上のものとする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が 7,000 万円以上のものとする。

(1) 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事

(2) 第 15 条第 1 号及び第 3 号に掲げるものに関する工事

(3) 学校、児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館・・・

※ 以下略

↓

改正後 法第 26 条第 3 項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が 4,000 万円以上のものとする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が 8,000 万円以上のものとする。

(1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

(2) 第 15 条第 1 号及び第 3 号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

(3) 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

学校

図書館、美術館、博物館又は展示場

病院又は診療所

集会場又は公会堂

市場又は百貨店

事務所

ホテル又は旅館

共同住宅、寄宿舍又は下宿

※ 代表的なものを抜粋

以上